

令和 8 年 6 月 1 7 日
こども未来部保育政策課

江東区新砂保育園外 3 園の指定管理者の選定手続きについて

「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区保育所条例」に基づき、令和 8 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎える 4 園について、以下のとおり選定の手続きを実施する。

1 対象施設

施設名称	所在地	現在の指定管理者	選定方法
江東区 新砂保育園	新砂三丁目 3 番 1 1 号	社会福祉法人 こうほうえん	非公募
江東区 辰巳第二保育園	辰巳一丁目 2 番 4 号	ミアヘルサ 株式会社	
江東区 毛利保育園	毛利二丁目 1 番 1 4 号	社会福祉法人 もろほし会	
江東区 亀高保育園	北砂五丁目 2 0 番 9 - 1 0 1 号	社会福祉法人 光聖会	

<非公募とする理由>

- ① 保育施設では、利用者と事業者との高度な信頼関係が求められるため、継続的な管理により安定したサービス提供と事業効果が期待できる。
- ② 現在の指定管理者が適正に施設運営を行っている。
- ③ 令和 4 年度～令和 6 年度の年度評価において優れた実績を有している。
- ④ 利用者アンケートにおいて、多くの保護者から「大変満足」または「満足」との高評価を得ている。

2 選定スケジュール

時期	内容
令和 8 年 6 月～7 月	書類審査、現地視察等
令和 8 年 8 月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和 8 年 1 0 月	第三回区議会定例会において議案審議・議決
令和 9 年 3 月	協定書の締結
令和 9 年 4 月	指定管理者による運営開始